

霧島市行政手続条例の一部改正について

霧島市行政手続条例の一部を次のように改正する。

平成27年2月17日提出
霧島市長 前田 終 止

霧島市行政手続条例の一部を改正する条例

霧島市行政手続条例（平成17年条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条―第34条） 「第4章 行政指導（第30条―第34条の2）
第5章 届出（第35条） 」を 第4章の2 処分等の求め（第34条の3）
第5章 届出（第35条）
第6章 その他（第36条―第38条） 」

に改める。

第1条中「第38条」を「第46条」に改める。

第2条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第3項並びに第22条第3項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 その他

(写しの交付)

第36条 当事者等は、行政庁に対し、第18条第1項及び第2項の資料（閲覧を拒否されたものを除く。）の写しの交付を求めることができる。

2 当事者又は参加人は、行政庁に対し、第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書の写しの交付を求めることができる。

3 前2項の規定は、行政手続法第18条第1項及び第2項の資料（閲覧を拒否されたものを除

く。)、同法第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書について準用する。

(費用負担)

第37条 行政手続法及びこの条例の規定による文書の閲覧に要する手数料は、無料とする。

2 前条の規定による文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用の範囲内で規則で定める額を負担しなければならない。

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(霧島市税条例の一部改正)

2 霧島市税条例（平成17年霧島市条例第71号）の一部を次のように改める。

第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

(提案理由)

行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）の趣旨に則り、同法と同様、行政指導の中止等の求めなどの各種手続を新設することにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、用語の整理等を行うため、本条例の所要の改正をしようとするものである。